

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から同年5月1日まで

申立期間は、勤務していたC社がA社に合併された時期であり、仕事の内容に一切変化は無かったのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された従業員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る関連会社に継続して勤務し(昭和25年4月30日にC社からA社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和25年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から同年12月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連会社として新たに設立されたB社に移籍した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の人事記録を引き継いだC社から提供された辞令簿及び申立人と同様にA社からB社に同時に移籍した同僚が所持する給与支払票から判断すると、申立人は、申立期間においてB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和53年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人と一緒にA社からB社に移籍したとする複数の同僚は、「当時、地域内に複数あった販売会社の部品部門がB社となったが、私は、勤務場所も業務内容も変わっていない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当時、販売会社3社からB社に移籍した者が34人確認で

きること、ii) 上記 34 人のうち A 社から移籍した 4 人（申立人を含む。）については、昭和 53 年 11 月 30 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に B 社において同資格を取得しており、申立期間について、同保険の被保険者記録が確認できないものの、他の 2 社から移籍した 30 人は、いずれも同年 12 月 1 日に移籍前の事業所における同保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間は、移籍前の事業所において継続して同保険に加入していたこと、iii) 他の 2 社から移籍した上記 30 人のうち 9 人について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも同年 11 月 1 日に B 社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 12 月 1 日より前の申立期間については、移籍前の事業所において同保険を適用させる取扱いであったことが推認できる。

以上のことから判断すると、申立期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和 53 年 12 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 53 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本により、A 社は昭和 62 年 9 月 30 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を 53 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から同年12月1日まで
申立期間は、A社から同社の関連会社として新たに設立されたB社に移籍した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の人事記録を引き継いだC社から提供された辞令簿及び申立人と同様にA社からB社に同時に移籍した同僚が所持する給与支払票から判断すると、申立人は、申立期間においてB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和53年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人と一緒にA社からB社に移籍したとする複数の同僚は、「当時、地域内に複数あった販売会社の部品部門がB社となったが、私は、勤務場所も業務内容も変わっていない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当時、販売会社3社からB社に移籍した者が34人確認できること、ii) 上記34人のうちA社から移籍した4人(申立人を含む。)については、昭和53年11月30日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を

喪失し、同年12月1日にB社において同資格を取得しており、申立期間について、同保険の被保険者記録が確認できないものの、他の2社から移籍した30人は、いずれも同年12月1日に移籍前の事業所における同保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間は、移籍前の事業所において継続して同保険に加入していたこと、iii) 他の2社から移籍した上記30人のうち9人について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも同年11月1日にB社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日より前の申立期間については、移籍前の事業所において同保険を適用させる取扱いであったことが推認できる。

以上のことから判断すると、申立期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本により、A社は昭和62年9月30日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を53年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から同年12月1日まで
申立期間は、A社から同社の関連会社として新たに設立されたB社に移籍した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の人事記録を引き継いだC社から提供された辞令簿及び申立人と同様にA社からB社に同時に移籍した同僚が所持する給与支払票から判断すると、申立人は、申立期間においてB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和53年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人と一緒にA社からB社に移籍したとする複数の同僚は、「当時、地域内に複数あった販売会社の部品部門がB社となったが、私は、勤務場所も業務内容も変わっていない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当時、販売会社3社からB社に移籍した者が34人確認できること、ii) 上記34人のうちA社から移籍した4人(申立人を含む。)については、昭和53年11月30日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を

喪失し、同年12月1日にB社において同資格を取得しており、申立期間について、同保険の被保険者記録が確認できないものの、他の2社から移籍した30人は、いずれも同年12月1日に移籍前の事業所における同保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間は、移籍前の事業所において継続して同保険に加入していたこと、iii)他の2社から移籍した上記30人のうち9人について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも同年11月1日にB社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日より前の申立期間については、移籍前の事業所において同保険を適用させる取扱いであったことが推認できる。

以上のことから判断すると、申立期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本により、A社は昭和62年9月30日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を53年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和33年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から同年12月1日まで
昭和28年から45年までA社に継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人と一緒にA社（本社）から同社B出張所に異動したとする同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（A社（本社）から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B出張所は、昭和33年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるものの、申立人と一緒に同社（本社）から同社B出張所に異動したとする同僚は、「昭和33年8月又は同年9月にA社B出張所が開設されたが、開設当初の数か月間は、同出張所で給与事務や経理事務を行っておらず、全て本社において行っていた。」と供述していることから判断すると、同社B出張所が同保険の適用事業所となった同年12月1日より前の申立期間については、同社本社において同保険を適用させる取扱いであっ

たことが推認できる。

以上のことから判断すると、申立期間について、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和33年12月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和33年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4875

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成7年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA保育園における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A保育園からB病院へ異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された人事異動通知書並びにA保育園から提出された職員名簿及び申立人の異動に係る文書から、申立人は、申立期間において、同保育園に継続して勤務(平成7年6月1日にA保育園からB病院に異動)していたことが確認できる。

また、C厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人の異動に係る転出日及び転入日について、共に平成7年6月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金は、「申立期間当時、A保育園が当基金へ提出する届出書は、社会保険事務所へ提出する届出書と複写式であった。」と回答していることから、事業主は、同基金に提出されたものと同一の届出書を社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成7年6月1日にA保育園における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年4月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで

私は、申立期間当時、知人が国民年金に任意加入したことを知り、私も加入したいと思ったので、A町役場B支所（現在は、C市役所D支所）で任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和51年4月頃にA町役場B支所で行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況及び国民年金台帳管理簿により、57年6月頃にE町で払い出されたことが確認できる上、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）及び同町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、同年6月29日に任意加入により初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録、国民年金台帳管理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる者として、知人の名前を挙げていることから、当該知人に聴取したが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 10 月 25 日まで
申立期間は、A社B営業所に勤務し、運転手をしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 63 年 9 月 26 日から平成元年 5 月 30 日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料は無いため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については、分からない。」と回答している。

また、申立人が自身と同時期に入社したとして名前を挙げた同僚は、「申立人と一緒にA社に勤務していたが、申立人の厚生年金保険の加入については分からない。」と供述している上、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日の約1年3か月後となっているところ、同人は、「当時は年金について考えたことが無く、厚生年金保険に加入するまでの間について、保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間及びその前後において当該事業所の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 47 人（上記の同僚を除く。）について、厚生年金保険及び雇用保険の加入年月日を確認したところ、そのうち 43 人は、雇用保険の被保険者資格の取得後に厚生年金保険の被

保険者資格を取得している上、雇用保険の被保険者資格を取得してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間をみると、半年未満が32人、半年以上1年未満が7人、1年以上2年未満が2人、2年を超える者が2人となっている。

これらのことを踏まえると、当該事業所では、従業員の厚生年金保険の取扱いについては、従業員ごとに加入の判断を行っていたと考えられる。

加えて、上記同僚47人のうち生存及び所在が確認できた同僚32人に照会したところ、回答が得られた7人のうち1人は、「当時、会社には、どのくらいの期間であったか記憶に無いが、試用期間があった。試用期間中に厚生年金保険料が給与から控除されていたかは不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 7 日から同年 7 月 1 日まで
A 社には平成 6 年 6 月 30 日まで勤務していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人に係る出勤表、給与台帳及び同社の回答から判断すると、平成 6 年 6 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたものと認められる。

しかしながら、上記の出勤表によると、平成 6 年 6 月 7 日以降は「休」と記載されており、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、当該事業所は、「申立人は、平成 6 年 6 月 6 日の勤務を最後に休み、そのまま退職した。申立人は、月給者ではなくアルバイト勤務であったため、同日を退職日とし、その翌日を資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出た。」と回答しているところ、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の退職年月日を平成 6 年 6 月 6 日、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 6 月 7 日と届け出たことが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の離職日は平成 6 年 6 月 6 日と記録されている。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 4 人に照会し、3 人から回答を得られたものの、このうち二人は申立人を記憶しておらず、他の一人も、「申立人が勤務していたことは覚えているが、具体的な退職時期は覚えていない。」と供述していることから、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務して

いたことを確認できる供述は得られない。

なお、厚生年金保険法第 19 条において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入することとされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成 6 年 6 月 7 日となることから、同年 6 月を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

このほか、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。